

平成30年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年12月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

17番 阿部 雅志

会議録署名議員

9番 川人 敏男 10番 檜原 伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司

水道課長 藤野 芳 大

農業委員会事務局長 石 川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財政課長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 阿波市公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 阿波市中山間ふるさと・水と土の保全基金条例の廃止について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 阿波市中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 阿波市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 阿波市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 阿波市八幡簡易水道給水条例の廃止について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 7 1 号 土地の取得について（庁舎北側公園整備用地の取得）
- 日程第 1 9 議案第 7 2 号 学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する

る規約の制定について

(日程第2～日程第19 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

4番坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、4番坂東重夫、一般質問を始めさせていただきます。

今回の一般質問は、1項目め、本市の行財政改革について、2項目め、阿波市の児童発達支援事業について、3項目め、旧阿波市役所庁舎の利活用について、4項目め、阿波市の空き家対策についての4点であります。

さて、本年も残すところ1カ月を切ったところであります。そのような中、阿波市も新年度、平成31年度へ向けた予算編成作業が行われていると聞いております。最初に、日本経済は雇用、所得改善が続く中で穏やかな回復が続くと期待される一方、海外経済の不確実性や自然災害の経済に与える影響等が懸念されております。

そのような中、国においては平成31年度当初予算が年末に向けて本格化しており、来年10月には消費税率10%への引き上げが控えております。政府は景気の腰折れを防ぐため、経済対策など万全を期すと同時に、社会保障費の増大など、歳出圧力が強まっていると報道されております。

その結果、過去最大となった本年度一般会計予算の9兆7,128億円を上回る当初予算として初めて100兆円を超える見通しと言われております。本市のみだけではなく、どの地方公共団体においても予算編成方針には行財政改革の推進が必ず明記をされております。現在、阿波市も平成18年度から推進している行財政改革大綱並びに集中改革

プランも第3次の期間に入っております。先月の16日には阿波市行財政改革推進委員会が行われ、平成29年度第3次集中改革プランの財政効果や進捗状況が報告されたと聞いております。

それでは、私の1点目の質問である本市の行財政改革についての1項目め、行財政改革の進捗状況についてと、2項目め、今後の取り組みについて、あわせてお聞きをいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問、本市の行財政改革について2点ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問であります行財政改革の進捗状況についてでございますが、人口の減少や少子・高齢化など厳しい社会情勢の中で、将来にわたって安定した市政運営を実現するため、本市では平成18年3月に阿波市行財政改革大綱及び阿波市集中改革プランを策定し、行政全般にわたるさまざまな改革を行ってまいりました。

これまでの取り組みを積み上げた結果、平成18年度から21年度までの第1次期間の財政効果額が約40億円、平成22年度から26年度までの第2次期間の財政効果額は約16億円となっております、大きな効果があったと考えております。

平成27年度からは行財政改革の第3次期間に入っておりまして、第3次集中改革プランにおける実施項目も35件で各項目ごとに掲げております実施目標をおおむね達成しているところであります。

しかしながら、財政削減の大きな要因であります人件費の削減額は職員数の適正化が進み、あらわれにくくなってきております。適正以上の大幅な職員数の削減は市民サービスの低下を招く要因ともなることから、今後におきましては事務事業の見直しや自主財源の確保に重点を置き、行財政改革に取り組まなければならないと考えております。

続きまして、2点目の今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

平成31年度の予算編成方針におきましても、行財政改革のさらなる推進を明記しております。この中で、これまでも指定管理や民営化などを積極的に活用してきたことにより大きな成果を上げてまいりましたが、今後におきましても民間の技術力、資金力を活用し、より効果的、効率的に目標を達成できるものについて、積極的かつ計画的に民間活力の導入を図っていくこととしております。

また、今後特に取り組む必要があるものとして、平成27年度に策定いたしました阿波市公共施設等総合管理計画、これに基づき、平成29年度に策定をいたしました阿波市公共施設個別管理計画に掲げている公共施設の総量最適化や既存施設の有効活用を図ることです。今年度、この計画に基づき、耐用年数のある未使用施設を利活用するため旧市場学校給食センターを一部改修をいたしまして、子ども服メーカーの株式会社リトルアンデルセンへ貸し出すことによりまして、賃貸借収入の確保はもとより、地元雇用の場の創出にもなり、一石二鳥の効果があつたと考えております。引き続きこのような事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

行財政改革の第3次期間も来年度には終了を迎えるため、2020年度からスタートいたします第4次行財政改革大綱及び集中改革プランを来年度中に策定する予定としております。この策定過程におきまして、これまで実施をしてきた施策の効果、検証を行うとともに、新たな発想により取り組むべき施策等につきまして、市の将来を見据えた上で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

現在、阿波市においては藤井市長の英断等により市民ニーズを踏まえたあらゆる分野でこども園整備事業や、土成図書館・公民館新築事業、加えて長寿祝金事業の見直しなど、ソフト、ハード両面から質の高い事業を計画、実施していると思います。

一方、2020年度までの普通交付税の特例収量など、現在健全な財政状況であると言いながら、行財政改革の重要度は増してくると思います。ただいま企画総務部長より今後の取り組みについても答弁がありましたが、現在の第3次行財政改革大綱並びに集中改革プランは2020年度から第4次になると思います。その計画策定時に現在と視点を変えた考え方が必要かと考えます。

そこで、再問といたしまして、町田副市長に今後の阿波市らしい行財政改革へのお考えをお聞きします。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の再問に答弁させていただきます。

今後の阿波市らしい行財政改革について、どのように考えるかということでございます

が、先ほども総務部長のほうから答弁いたしました。2020年度から2024年度までの5カ年間の第4次阿波市行財政改革大綱、また財政効果を示した第4次の集中改革プランを来年度策定予定としておりますが、これは第1次から現在の3次になりますが、微力ではございますが全ての計画策定には私もかかわってまいりました。

そういった中で感じましたことを申し上げますと、1点目として、改革が目指すものというのをもっと明確にするということで、市民目線で仕事をするといったような抽象的な表現では改革に少し影響するので、これを明確にして全職員が目的を情報共有して共通認識のもと、取り組んでいくことが1点でございます。

あわせて、行財政改革の中には財政効果を、経費削減です。これを目指して減らすというようなイメージが多いんですが、これとあわせてその裏には市民サービスの向上というの也被まれています。こういったことも反映していく必要があると。ですから、従来から進めてきた減らす感覚からふやす感覚も取り入れていいのではないかと。特に、市政で市長等の重点事業に関しましては重点配分をしていくと。例を挙げますと、150年前になるんですけど、米100俵の精神というのがございまして、やっぱりこれ短い期間では効果が出ない事業もございまして。そういったことは将来を見据えた、未来を見据えた投資っていうのも取り入れていく必要があるかと考えております。

それと、市民参画、民間との参画っていうのを強化していくというように考えております。

それともう一点が、今現在予算編成の話も出ましたが、予算要求をして予算編成に終わるのではなく、成果主義のほうに考え方を切りかえまして、やはり予算じゃなくてその成果によって次のステップを考えていくと、昨日も申し上げましたが、政策立案、政策の検証というのがこれから重要になってきます。

加えまして、いろんな改革のコンセプトの中で、重複しますが、1つは市民と民間事業者等、行政だけでは担えない部分は役割分担をしながらいろんなことを進めていくと。そして2つ目は、市民サービスのさらなる利便性。例を挙げましたら、公共施設のユニバーサルデザイン化とか、ICTも阿波市に合わせたようなサービスを取り入れるといったことと、最後に1点は働き方改革や人材育成などを通じた組織のマネジメント並びに一番基本でございます財政基盤の安定強化が必要と感じております。

最後になりますが、来年度は第4次の集中改革プラン、大綱を両方作成するんですが、これには藤井市長が本部長になりまして外部の16名の委員とともに策定するんですが、

ただいま申し上げましたことを少しでも反映できたらいいなというように現在考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ご答弁をいただきました。

ただいま答弁いただいた要素を阿波市の行財政改革に反映し、運用していただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、阿波市の児童発達支援事業についてであります。

平成26年度に策定された子ども・子育て支援事業計画と、本年3月に策定された第3次阿波市障がい者計画の中の第1期、阿波市障がい児福祉計画、この2つの計画について、策定された当時に説明されているとは思われますが、再度説明をお願いしたいと思っております。

まず、計画の1つ、阿波市子ども・子育て支援事業計画では、幼保連携型認定こども園の整備や、放課後児童クラブの整備については順調に整備が進んでいることは承知しております。

しかし、この計画の中には児童発達支援センター施設整備（誘致）という計画を明記しております。また、第1期阿波市障害児福祉計画でも設置について整備を目指すとなっております。

私はこの2つの計画にある児童発達支援は福祉行政、子育て支援において重要視されるものと考えております。

それでは、1項目めの各計画の方向性と成果目標について、2項目めの計画等に沿った整備及び支援の現状について、あわせて質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問2問目、阿波市の児童発達支援事業について、1点目と2点目について順次答弁をさせていただきます。

最初に、1点目の各計画の方向性と成果目標についてであります。阿波市の児童発達支援事業を本市が策定している計画と目標について申し上げます。

以前の本市の生活圏には児童発達支援事業を行う通所施設はなく、支援が必要な対象児童は遠路の施設に通所しなければならず、児童や保護者の負担は大きいものでありまし

た。こうしたことから、平成26年度に策定した阿波市子ども・子育て支援事業計画に児童発達支援事業が身近な地域でサービスが受けられるよう、児童発達支援センター施設を誘致、整備することを明記し、子育て支援事業計画の方向づけを行ったところです。

さらに、平成29年度に策定した阿波市障がい児福祉計画第1期では、児童発達支援センターの整備により発達支援が必要な子どもに対する専門的な支援の確保を成果目標としてお示ししたところです。

次に、2点目の計画等に沿った整備及び支援の現状について答弁いたします。

2つの計画に位置づけられた児童発達支援センターの整備に向け、まずは通所施設の設置に向けた取り組みを進めた結果、県西部で児童発達支援センターを運営し、また本市の児童が最も多く利用している社会福祉法人池田博愛会から事業開設の申し入れを受けました。申し入れに対し、市が普通財産として管理していた阿波市阿波町東長峰の旧阿波市養護老人ホーム吉田荘を有効活用することとし、平成27年4月に児童発達支援事業所どんぐりが開所いたしました。

当事業者では基本的な生活習慣や個別療育、運動療育、言語療育、音楽療育などを通し、地域生活の継続を図ることを目的に良質な療育を提供し、個々の発達状況に応じた早期療育が行われております。現在、開所後4年目となりますが、対象児童が年々増加し待機児童が発生しており、現状の施設では療育スペースが足りず、待機児童の受け入れが困難なことから、施設の増設に取り組んでいるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 児童発達支援に関する各計画の方向性、目標、また進捗状況や課題等については答弁いただき、よく現状はわかりました。しかしながら、今答弁いただいて現状の施設や運営に課題等が少しあるように思います。

では、この課題について、再問として今後の対応とスケジュールについて答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問の再問、今後の対応とスケジュールについて答弁をさせていただきます。

平成27年4月に開設した児童発達支援事業所どんぐりは身近な地域で発達支援が必要な子どもに対する専門的な支援が受けられることから通所希望者が多く、待機児童の発生

に加え、保護者からは療育室及び外遊びをする園庭が狭い、遊具も少ないといった声が寄せられたことから、事業者から現在の通所施設を発達支援センターに格上げするため、現在の施設設置場所の敷地内に新たな施設を新設する申し入れが平成30年6月にありました。

申し入れのあった土地は旧吉田荘の建物がありますが、センター新設により待機児童の解消やさらなる良質な子育て支援につながることで、当該建物は阿波市公共施設等個別管理計画において老朽化が著しく、除却を行う予定であったこと、公共施設の新たな活用につながることでといった点を考慮し、事業者の申し入れを受け入れることとし、本年9月、第3回阿波市議会定例会に市有建物の解体費用を補正予算計上し、ご承認いただいたところであります。

現在、当該建物は市内業者による解体を行っており、解体後、社会福祉法人池田博愛会が平成31年度に児童発達支援センターの建設に着手する予定としております。順調に工事が進めば平成32年度に定員を30名に増員した新たな施設として運営される予定となっております。

今後引き続き阿波市の子育て支援事業として子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる福祉サービスの提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ただいま答弁いただいた内容で安心をいたしました。子ども・子育て支援事業計画の基本理念には、「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」、また障がい児福祉計画の基本理念には、「みんなが輝き合う自立と共生のまち、あわ」と定められておりました。認定こども園や放課後児童クラブの整備計画が進められる中、児童発達支援についても順調に推進されていることを理解いたしました。

そして、答弁いただいたスケジュールが今後スムーズに進められ、阿波市の全ての子どもたちが基本理念のとおり育まれますように願っております。

最後に、1つだけ要望しておきたいと思っております。

阿波市は子育て支援事業の整備や各事業支援は県下でも上級クラスにあると確信をしております。最近では子どもが育つ家庭環境や保護者の要望が多種多様になり、行政サイドも法律や制度が改革され、困惑される場面もあると思っております。目まぐるしく変化する社会の中だからこそ、子育て支援の政策、中身が充実し、質の向上を図られ、子育てするなら

阿波市、さらにグレードアップするよう要望してこの質問を終わります。

次に、旧阿波市役所庁舎の利活用についてであります。

この質問につきましては、先日、吉田稔議員が代表質問され重複する部分があるかと思いますがご了承いただきたいと思っております。

さて、旧阿波市役所庁舎は昭和54年に建築され阿波町役場として、平成17年4月から平成26年末までは合併後の阿波市の行政サービス等に係る中心的な施設として活用されてきたところであります。

平成27年1月からは現在の市場町切幡における新庁舎の完成により業務が開始されており、休館施設となっております。それに伴い、地元市民の声として、寂しくなったとか、交流する施設がなくなり活気がなくなっているなどといった利活用を望む言葉を多く耳にしてきました。本市議会からもこれまで運転免許更新センターの誘致や、子育て支援施設としての活用、さらには多目的施設として活用など、さまざまな意見や提言がなされてきたところであります。

このような状況の中、藤井市長が県知事や県警本部長に事あるごとに要望活動をした結果、運転免許更新センターの設置が平成29年11月に決まったところであります。阿波市にとって市内の活性化につながり、非常に喜ばしいことであったと思っております。県警の想定では年間3万人の来庁を見込んでおり、本施設を拠点とした新たなにぎわいができるものと期待をしております。

11月19日に開催された議会全員協議会において、旧阿波市役所改修工事は財源として社会資本整備交付金、国庫補助金や合併特例債を活用して3階部分を減築し、2階建てとするなどの説明があったところであり、先週の26日の本定例会開会日において改修工事請負契約の締結を先議したところであります。

それでは、1点目の全体計画について、2点目の今後のスケジュールについて、あわせて質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問、旧阿波市役所庁舎の利活用についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の旧阿波庁舎利活用の全体計画につきましては、本市ではこれまで未使用財産の有効利用と市民の利便性の向上やにぎわいの創出などを目指し、旧本庁舎の利活用方法について検討を進めてまいりました。

このような中、西部圏域4市2町、約11万3,000人余りの運転免許保有者が利用する運転免許更新センターは本市にとりましては大変望ましい旧阿波庁舎の活用方法との判断から、要望活動を重ね誘致につながったところでございます。

運転免許更新センターに加えて、地域子育て総合支援拠点施設、さらにはどなたでも利用できる多目的室や、特産品等の販売店舗を設置することとしております。

まず初めに、運転免許更新センターにつきましては身近な場所での運転免許の即日更新が可能となり利便性が向上することに加え、主に阿波市以西の4市2町から年間3万人の運転免許更新者が訪れる計画のもと、交流人口の増加や経済効果などをあわせて期待をしておるところでございます。

続きまして、地域子育て総合支援拠点施設についてであります。

本市ではこれまで保育所などの施設に入所していないおおむね3歳未満の子どもとその保護者が自由に集い、遊び、また親子同士が交流し情報交換できる場として旧4町のうち唯一設置がされておりました阿波町に子育て拠点施設を設置することで、さまざまなニーズに対応したサービスの提供を目指すものであります。

地域子育て総合支援拠点施設を当施設内に配置することは、旧阿波庁舎の有効活用を図るとともに、警察機関との隣接による利用者の安全と安心の確保が図られるものと考えております。

さらに、2階部分に設置を予定しております市民の皆様が利用できる多目的な会議室や、周辺の阿波図書館や阿波農村環境改善センター、また並行して増設改修を予定しておりますテニスコートも含め、集客施設を集約し、相乗効果に期待した交流人口の増加とにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

また、当施設には年間3万人の運転免許更新者に加え、子育て支援施設の利用者や多目的室利用者、さらには周辺施設の利用者など、市内外から多くの来場が見込まれるため、市の特産品を初めとする物産の販売と、観光やイベントの情報発信機能を備えた店舗を設置し、本市のPRを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の今後のスケジュールについてお答えを申し上げます。

旧阿波庁舎利活用の核と位置づけて取り組んでまいりました運転免許更新センターの設置が昨年11月に決定して以降、スピード感を持って進めてまいりました実施設計も完了し、本議会開会日に旧阿波市役所改修工事請負契約の締結に関する議決をいただいたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、円滑な工事の進捗を図り、平成32年4月の供用に向け、阿波地区の拠点エリアとしての整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

次に、再問として、全体計画の答弁の中で、運転免許更新センターや地域子育て総合支援拠点施設、観光PR、物産コーナーについて説明がありましたが、具体的にどのような内容とするのか、現時点での考えをお聞かせください。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の再問、運転免許更新センターや地域子育て総合支援拠点施設、観光PR、物産コーナーについて具体的にどのような内容とするのかのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、運転免許更新センターにつきましては具体的な運用方法を現在徳島県警察と協議検討中ではございますが、この運転免許更新センターが設置されることによりまして、平日であればいつでも運転免許の更新手続きが即日可能となります。これまで警察署で運転免許の更新を行う場合、申請手続きの後、後日講習を受けることとなり、2日間必要だったことや、その講習日も指定された曜日に限定されている状況であったため、更新センターの設置は市民の利便性を向上させるものと期待をしております。

続きまして、地域子育て総合支援拠点施設についてであります。

このたび旧4町のうち唯一、先ほど申し上げましたけども、設置されておらなかった阿波町に地域子育て総合支援拠点施設を旧阿波市役所内に整備を行いまして、施設規模を大きくし、シアター設備や野外園庭を設け、利用者の利便性に配慮した計画としております。

さらに、旧阿波庁舎内には市内外から年間約3万人の来場者が見込まれるため、市の特産品を初めとする物産の販売と観光やイベントの情報発信機能を備えた店舗を設置することで本市のPRを図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ご答弁をいただきました。

ただいま旧阿波市役所庁舎を多目的に活用することにより、市内の活性化のみならず市

内外の交流によりさらなるにぎわいをつくるとの答弁でしたが、スピード感を持った情報発信などにより最大の活用が図られることをお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、空き家対策についてであります。

近年、全国的に人口減少や少子・高齢化が予想以上に進んでおります。具体的には我が国人口は内閣府の平成30年度版高齢社会白書によりますと、平成22年の約1億3,000万人をピークとしまして、平成29年現在で約1億2,700万人となり、人口減少に歯どめがきかない状況が続いております。

また、出生数におきましても厚生労働省が本年6月に発表しました人口動態統計によりますと、平成29年に生まれた子どもの数は前年と比較して3万人余り少ない約95万人となっており、過去最少を更新するとともに、若者の地方から都市部への流出も含め、ますます地方の衰退が懸念されるところであります。

本市におきましても例外ではなく、平成17年の総人口約4万3,000人から、本年10月末現在で約3万8,000人を切っており、人口減少や少子・高齢化が進んでおります。

そのような状況を背景に、全国的に空き家の増加が問題視されております。適切な管理がされていない空き家によって、その周辺に住む住民の生活環境にも影響を及ぼすなど、社会問題化しているため、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立しました。阿波市においても平成30年度から平成34年度までの5カ年間の空家等対策計画が平成30年3月に策定されました。あわせて、平成30年第1回阿波市議会定例会に阿波市空家等対策の適正管理に関する条例が提出され、議決をされております。

住宅、土地、統計調査では平成25年時点では全国の空き家率が13.5%、徳島県におきましては16.6%、阿波市は13.1%と県内の8市では最も少ない率でありました。報道によりますと、今後世帯数の減少と総住宅数の増加に伴って2033年には全国の空き家率は30.4%に達するとも言われております。阿波市においては本年度も昨年度に引き続き空き家対策を実施していると聞いております。

そこで、空き家対策について2点の質問をいたします。

1点目、阿波市空家等対策計画の進捗について、2点目、今後の対応並びにスケジュール等について、あわせて答弁をお願いします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問4問

目、阿波市の空き家対策についての1点目、阿波市空家等対策計画の進捗について、2点目、今後の対応並びにスケジュール等について、2点ご質問をいただいております。順次答弁いたします。

まず、1点目の阿波市空家等対策計画の進捗についてのご質問にお答えいたします。

近年、全国的に空き家が増加し大きな社会問題になっており、とりわけ適正な管理がされず放置されたままの空き家は地域住民の暮らしの安全・安心を阻害しかねない、いわゆる空き家問題として危惧されております。

空き家の問題の第一要因は所有者等による適正な管理義務意識の低さと、放置することによる周辺環境に与える影響への認識不足によるものです。本市では空き家対策といたしまして、昨年度、市独自で市内全域の建物を対象とした調査を実施し、1,413件の空き家を確認しております。これにより、所有者等がみずからの責任と自覚を持って空き家の適正な管理をしてもらうために、空家等対策計画及び阿波市空家等対策の適正管理に関する条例を策定し、今年度4月から施行、運用するとともに、市広報紙やホームページへの掲載、固定資産税の納税通知書を送付時に啓発パンフレット等を同封するなどにより、適正な維持管理の重要性の周知に努めております。

そのほか、5月には空き家の所有者等が特定できた1,319件に対しまして、所有する空き家についての意向調査を実施し、その結果、空き家情報登録制度の利用促進に関しまして141件の問い合わせがあり、6件の空き家の情報が登録され、本市ホームページに掲載されました。

また、移住・定住促進を目的とした利活用に関しましても、転入促進リフォーム補助に4件の申請を受け付けております。さらに、10月には弁護士、司法書士、税理士、建築士、宅地建物取引士の専門家が無料で相続問題、土地、建物の売買、賃貸契約等に関する空き家の相談を受ける出張空き家専門相談会を本市交流防災拠点施設アエルワで開催し、6件の相談を受け付けたところでございます。

次に、2点目の今後の対応並びにスケジュール等についてお答えいたします。

将来の空き家の発生を抑制するために、住みなれた住宅で末永く住み続け、次世代へ引き継いでいけるよう、定住促進リフォーム補助金交付事業等により支援を行い、既存住宅の良質化と長寿命化を促すとともに、管理が行き届いていない空き家につきましては所有者等に対し初期指導を実施し、放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態などに該当する特定空き家を生み出さないために、

所有者の自主的な対応を粘り強く求めていきたいと考えております。

また、本市の空家等対策計画の計画期間は5年間としており、本計画に基づき空き家の周辺地域にもたらす影響などを判断し、所有者に対し適切な維持管理を促していき、社会状況の変化や進捗状況に応じて本計画を適宜見直すとともに、空き家問題について庁内で組織します空家等対策委員会を中心に関係各課と情報を共有しながら幅広い視点で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

昨年度に策定されております阿波市空家等対策計画の適切な運用を図るとともに、空家等対策協議会や空家等対策委員会を中心として、さらには警察や消防署等の関連機関とも連携を密にしながら、本市の空き家問題の解消に向けての取り組みをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

1番武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 議長の許可をいただきましたので、議員番号1番武澤豪、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今回、私がする一般質問は2点です。

まず1点目、スマートインター誘致に対する進捗状況であります。

この質問は6月議会でも質問させていただきましたが、阿波市にとって必要不可欠でありますので再度スマートインターの重要性をお話ししたいと思います。

阿波市は日本でも有数と言っても過言ではない農業立市であり、多くの農産物が生産されています。そういった農産物やそれに伴う加工品の輸送にも大いに役立ちます。

先日、産業建設常任委員会委員として野菜のカット工場を視察してまいりました。野菜

では出荷できないB級品と言われる野菜をカット野菜にすることにより、今まで破棄していた野菜をお金にかえる仕組みに感銘を受け、ぜひ阿波市に誘致、もしくは設置したいと思っております。

しかし、誘致するにしても現在の交通状況では場所も限定され、誘致も難しいのではないかと考えます。そのためにもスマートインターは重要です。

次に、観光開発の面でも重要であると考えます。阿波市も出資をし活動を開始した東部DMOを有効利用するためにも、現在の土成インターとあわせての観光客をふやせるのではないかと考えます。

また、防災の観点から重要性も話をしました。来るであろう東南海地震に備え、より強固な防災市として高速道路の重要性は多岐にわたり災害時の物資の輸送、一時避難場所などなくてはならないものであると考えます。

最後に上げるのが、まちの活性化です。阿波市の住民の方の利用はもちろんのこと、隣接する吉野川市からも利用することができ、特産品の販売などに結びつけることができるようになります。先ほど坂東議員からお話がありましたが、運転免許更新センターの利用者も同様のことが言えると思います。

そして何より、先日発表された2025年大阪万博の開催、この開催に伴う来場予定者数は約2,800万人と予測されております。この来場者の一握りでも徳島県阿波市に来てもらいお金を落とす工夫を今から考え、行動に移さなければなりません。そのためにもスマートインターの誘致を進め、市のさらなる開発を進めなければならないと考えます。

以上のことを踏まえ、現在の進捗状況と今後どのように取り組んでいくのかの答弁をお願いします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、武澤議員の一般質問の1問目、スマートインター誘致に対する進捗状況について、現在の進捗状況はどうなっているのか、また今後どのように取り組んでいくのかのご質問にお答えいたします。

本市を走る徳島自動車道は平成28年6月、全国4カ所の付加車線設置検証路線の一つに選定されまして、8月には脇町インターチェンジと土成インターチェンジの間の阿波パーキングエリア付近に延長7.5キロメートルの付加車線の試行設置が決定しております。本年4月には阿波市交流防災拠点施設アエルワで徳島自動車道付加車線設置事業に伴う着工式の開催、並びに徳島自動車道の早期4車線化を目指す共同アピールが宣言され、

現在阿波町内において付加車線設置工事が進められております。

また、スマートインターチェンジにつきましては現在まで設置可能区間において国土交通省等関係機関のご意見、ご指導をいただきながら8案の計画案を示し検討しており、平成30年第2回阿波市議会定例会、武澤議員ご質問の後においても引き続き国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社と連携を図りながら協議を行っております。

しかし、徳島自動車道本線は起伏も大きく、トンネルや橋りょう区間が多くございまして、沿線の地形や道路構造令等の制約によって設置できる箇所が限定され、さらに概算整備事業費においても全国各地で整備が進められておりますスマートインター整備費と比較しまして高額となることから、整備費縮減のための構造検討が必要であり、現在も関係機関との協議を継続しております。

今後は具体的なインター構造、また接続道路の調査も進め、関係機関のご助言をいただきながら概略計画図の作成を行い、その資料をもとに、来年1月中を目途に関係機関で構成する準備会を開催したいと考えております。

スマートインターチェンジの整備は市のまちづくり、地域活性化には欠かせない施策であることから、現在進められております4車線化工事の整備促進とあわせ、引き続き関係機関との連携を図りながらスマートインター整備実現を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁ありがとうございました。

それでは、再問としまして、市長のお考えをよろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 武澤議員の再問に答弁いたします。

スマートインターチェンジの整備につきましては、議員各位のご理解をいただきまして平成18年に地域活性化インターチェンジ調査特別委員会が設立され行政視察等を行うとともに、市においても設置可能調査を進めておりました。

平成27年8月には国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社及び市による準備会が設立されまして、社会便益及び利用交通量をもとに設置可能区間において多くの設置案を示し協議を行っております。

しかしながら、先ほど建設部長より答弁しましたとおり、徳島自動車道の阿波市区間は

道路構造や地形等の関係によりまして整備事業費がかさむことが課題となっているところでございます。設置位置決定に多くの時間を費やしているのが実情でございます。準備会でのスマートインター協議は整備事業費等の関係から現在思うような進捗が見られておりませんが、現在、本市として最適な設置位置に絞り込み、概略計画図を作成し、関係機関との協議を進めているところでございます。

スマートインターの整備は前々から申し上げておりますとおり、本市にとりまして市のまちづくり、地域活性化に欠かせない重要施策でございます。整備実現のため機会あるたびに国土交通省と関係機関へ精力的な要望活動を行っておりますし、今後もそれを続けてまいりたい、このように考えております。

また、徳島自動車の4車線化につきましては、私が副会長を務めております徳島自動車道4車線化促進期成同盟会、徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟の皆様との合同によりまして、先月の11月15日に国土交通省石井大臣に対しまして徳島自動車道の4車線化早期実現を要望しましたところ、大臣から現在工事を進めている阿波パーキング付近7.5キロメートル区間につきましては2020年度の供用を目指すとの回答をいただいたところでございます。

さらに、現在整備が進んでいる区間から東へ上板サービスエリアまでの間におきまして優先的な整備をお願いするとともに、これにあわせまして阿波スマートインターチェンジ設置に向けた支援をお願いしてまいりました。

今後も機会あるたびに積極的な要望活動を行うとともに、関係機関と粘り強く協議検討を重ねてまいりまして、本市の重要施策であるスマートインターチェンジや4車線化の早期実現に向け取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） ご答弁ありがとうございました。

阿波市の活性化を進める上で必ず起爆剤になるであろう阿波市スマートインター、今後も引き続き粘り強く交渉を進めていただき、市民の皆様、市関係者、国土交通省、NEXCO西日本、議員一丸となって協力し、一日でも早い誘致が実現するように頑張ってまいりましょう。

これで1点目の質問を終わります。

次に、2点目としての質問をさせていただくのは、夜間診療の受診体制の強化についてです。

現在も子育て真っ最中の多くの家族の方々からいろんな話を伺います。その中でも特に子育てするなら阿波市と語る上で避けて通れない、そしてこれから迎える超高齢化社会に当たり、重要な問題の一つが夜間診療だと考えます。

人のけがや病気は予測がつきません。病院があいている時間であれば対応も可能ですが、夜中にぐあいの悪くなった場合、小さなお子さんを抱えている世帯であればなおさら不安だと思います。現在の夜間診療は新聞や広報などで確認できますが、それに対応していただけるのは午後10時までです。それ以降になると残念ながら徳島市内の遠くの医療機関へ行かなければ受診することができません。もし10時以降に阿波病院や吉野川医療センターに行く場合なら救急車で行かなければ診てもらうことができず、内科や小児科、外科といった専門の担当医がいるかどうかということもそのときでなければわかりません。そのために必要のない救急を要しない体の状態であっても診てもらいたいがために救急車を呼ぶといったことも想定できますし、本当に救急車が必要な方が利用することができないといった二次災害にも発展するおそれがあります。

こういったことから、阿波市の夜間診療が不足しているのではないか、また今後の強化の予定はどうなっているのかを質問したいと思います。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、武澤議員の一般質問2問目、夜間診療の受診体制の強化について、夜間に発生する急な疾病やけがに対する夜間診療が阿波市では不足していないか、今後の強化予定はについて答弁いたします。

現在、入院や手術を伴わない夜間の初期救急医療は在宅当番医や休日夜間急患センターにより行われています。在宅当番医制度は阿波市医師会と委託契約し、平日、土曜日は午後6時から午後10時まで、日曜日、休日は午前9時から午後10時まで診療時間外で診療を行います。

次に、入院や手術を要する第2次救急医療については、吉野川医療センター、阿波病院、美摩病院、阿部整形で対応しております。阿波市は吉野川医療センターにおいて平日、火曜日、水曜日、木曜日は午後6時から翌朝午前8時まで、休日、第1から第5日曜日は午前8時から翌朝午前8時まで救急患者への対応を行っています。

次に、救命救急を行う第3次救急医療については、徳島県立中央病院、徳島赤十字病

院、徳島県立三好病院、徳島大学病院において24時間、365日の救急搬送受け入れを行い、複数診療科にわたる重篤救急患者に対応しています。また、徳島赤十字病院については高度救命救急センターに指定されています。このように、救急医療は必要に応じて初期救急から第2次へ、さらには第2次から第3次へと搬送し、それぞれが連携しながら医療を行っています。

また、小児救急医療体制についても同様に、初期救急から第3次救急まで各医療機関が連携しながら対応しています。加えて、本年4月から日曜日、祝日、年末年始の徳島こども救急電話相談の相談時間を24時間体制に拡大し、休日や夜間に看護師や医師が医療機関受診の必要性や自宅での処置方法などについて相談に応じ、保護者の方の不安解消を図っています。阿波市においても乳幼児健診等でパンフレットを配布し、広く保護者の方に周知しているところです。

平成29年度の相談件数は9,990件、そのうち「すぐに病院へ行くように指導」が16%、「様子を見る」が7.9%、「心配ない」などが76.1%となっています。このように、徳島こども救急電話相談において救急性の低い、「様子を見る」、また「心配ない」と合わせると84%に達するように、徳島県における平成29年度救急患者搬送調べによると、救急搬送のうち軽症者が占める割合が平均で39%にも達しており、緊急性のない患者の増加を抑制することが今後の課題であると認識しているところです。

阿波市が属する東部Ⅲ医療圏において、救急医療の体制は確立しておりますが、初期救急から第3次救急への適切な連携、搬送が実施できるような対策を今後講ずるとともに、制度の周知に努めてまいります。

加えて、搬送者もふえていること、阿波市は小児科医が不足の状況にあることから、現在の体制を維持するため救急医療に従事する医師を含め、看護師等の人員体制の確保については県や関係機関に対し、機会があるごとに要望しながら、将来にわたって持続可能な救急医療体制の構築を推進し、地域で安心して生活ができる阿波市を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁にもありましたが、徳島こども救急電話相談での約84%は緊急ではないとのことでした。しかしながら、小さい子ども、特に乳幼児の場合は話すこともできず、

ぐあいもとてもわかりづらい状態であり、電話で様子を見てほしい、心配ないと言われても直接医師から診察してもらい、結果を聞くまでは不安であるというのが親心であると思います。

私自身、自分の子どもで経験しました。夜中に車を運転し、徳島市内まで受診に出かけ、帰宅したのは午前2時だったことも覚えています。今回の質問も市民の皆様から率直なご意見をいただいたものです。子育てするなら阿波市と掲げる以上、なお一層の子育て環境を整え、昼夜を問わず子どもたちや親御さんの不安を少しでも軽減できるように、なお一層の強化を整え、またこれから迎えるであろう高齢化社会においても医療の拡充を図っていただきたいと思います。ぜひ今後とも今まで以上のますますの働きかけをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで1番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（森本節弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

10番樫原伸君。

○10番（樫原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、10番樫原伸、一般質問を行います。

今年もいよいよ20日余りとなりました。とりわけ自然災害にさいなまれた一年だったような気がいたします。吉田議員を初め、多くの議員がそのことを取り上げて阿波市の防災対策であったり、地域防災力などについて質問が出されておりました。

私は今回3つの提案型の質問を持って登壇しております。私も今、議員として9年目なんですけども、この間、ジェネリック医薬品差額通知サービス制度であったり、ごみ袋のレジ型の改良、そういった提案を数多くやってまいりましたけども、採択っていうか、実施された提案、打率でいえば3割に満たないと思いますけども、今回の通告、提案型の質問に対しまして誠意ある答弁をよろしくお願いを申し上げます。

1点目ですけれども、表彰制度の見直しについて。

阿波市では合併時に市の振興に寄与し功績が特に顕著な者、また衆の、大衆ですね、多くの人の丁寧と言う言葉でしょうけれども、衆の模範と認められる行為があった者を表彰する条例を制定しております。この阿波市表彰に関する条例の規定により、8月の自治会長会において土成町のボランティアグループが長年にわたって宮川内谷川のダムにこいのぼりを掲揚して阿波市の観光振興や市民の癒やしづくりに貢献したということで、この善行に対して表彰を受けられました。

自治会長会に出席していた私はこの表彰の意義っていうものを非常に強く感じました。しかし、この条例は第5条で毎年行うものとあるにもかかわらず、合併時から10年ほど実施されずに経過をしております。

そこで、この表彰制度を私なりに角度を変えて見直してみました。阿波市においてもさまざまな分野で達人といえますか、エキスパートがおいでだと思います。そうした人を市がマイスターとして認定して表彰すると、その表彰するとともにすぐれた技術、技能の継承や発展、また人材育成、地域産業の活性化を図ることを目的に加えてはどうでしょうか。

この我が国においては今言いましたマイスターという概念を取り入れて一つの分野に精通したエキスパートっていいですか、プロフェッショナルといえますか、たくみのわざをきわめた人、そういった人を生かす仕組み、または組織、会社においてそういった専門分野の社員への報償という仕組みとしてマイスター制度というものがあるようです。

このマイスターという語源からどうしても職人さんと呼ばれる人に限られるイメージがあるんですけども、私は阿波市版のマイスター制度ということで大工さんであったり、左官、また理容師を初め、御所のほうの伝統のたらいうどん屋さん、そんなうどん屋さんも初め、調理師、もちろん阿波市は農業が基幹産業です。そのお米、野菜、果樹などの農業者、酪農業など、対象を広い範囲にして認定制度を提案したいと思います。

当然、阿波市在住が原則で、ある程度の期間を有して後進の指導や育成に熱意のある人、小・中学校への出前授業、また各種研修会での講師を受けてもらえる人を対象とするものです。阿波市版マイスター制度を取り入れた表彰制度に改定することの所見をお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質

問、マイスター認定制度を取り入れた表彰制度にしてはどうかというご質問にお答えを申し上げます。

本市の表彰につきましては、例年自治会長会の開催に先立ち、表彰式をとり行っております。平成30年度におきましては5名の個人、1団体を表彰させていただいております。本市表彰制度につきましては、阿波市表彰に関する条例による表彰であり、善行表彰となっております。表彰の対象といたしましては、身の危険を顧みず、人命を救助し、または消防、水防、その他災害防護もしくは公安の維持に著しく貢献をした者、地方自治の振興に貢献しその功績が特にすぐれた者など、本市の表彰条例では全部で該当要件が10項目あり、これらの要件いずれかに該当した方を各部局からの推薦により審査の上、表彰者を決定しております。

今回、議員よりマイスター認定制度を取り入れた表彰制度にしてはどうかのご提案でございますけれども、マイスターとはドイツ語で名人、親方などの意味合いを持っております。県外他市の事例といたしまして、卓越した技術、技能を有している方をマイスターとして認定し、その技術に対する社会的な認知度を向上させるとともに、そのすぐれた技術、技能を継承し発展させるためマイスター制度が実施されてる事例がございます。

現在、本市が実施しております表彰は善行に関する表彰でありますのでマイスター認定制度とは異なっておりますが、今後、マイスター制度についてその分野、選定基準、選定委員会のあり方などについて前向きに検討をさせていただきたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま表彰制度というのはあくまで善行に対する表彰、マイスター認定制度とは異なるもの、別物ということで、てっきり理事者側のお断りの常套句である調査研究をしてみますという答えかなと思いましたが、前向きに検討すると言われましたのでまとめさせていただきます。

この市民と歩む輝くまちづくり、これを理念に掲げて市民力、地域力を生かして魅力と活力にあふれる阿波市を目指す、この藤井市長のカラーを出せる取り組みだという自負、自信がありました。この市民と行政が一体となった取り組みは今強く求められています地方の自立と住民の参画、協働の実践となり、阿波市のイメージアップにもつながると思います。この予算を伴わない、私としては自画自賛の提案なんですけども、ぜひ賞状を渡す

側の市長の英断に期待をして次の質問に参ります。

2点目は大きなタイトルで選挙投票率の向上への取り組みでございます。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、（248字取り消し）実は私はこの3月に市民の審判を受けております。受けたばかりですので余り選挙や投票率について考察することは気が進みませんでしたけども、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、（25字取り消し）直近の阿波市の選挙投票率にも目を向けてみますと、この阿波市においても投票率非常に低いことがわかりました。直近ですので29年5月、この市長選、33.51%、やはり自分の住む町の市長、トップを決める選挙で33%っていうのは幾ら何でも低いと思いますが、これは現市長の圧倒的優位をマスコミが報道、報道も過熱報道したことが要因の一つではないかと思われまます。

そして、その年の12月に行われました国政選挙、国政選挙も15年ですか、16年前の郵政民営化のことで解散選挙がありましたけども、そのときには国を挙げて議論が沸き起こって政権交代の転換期でもありましたけども、70%近くまで上がっておりました。それ以降は下降の一途をたどって、今回、森友・加計問題や北朝鮮の問題、そういったテーマを置き去りにして当然解散。政権選択選挙というようなことを言われても、やはり国民の政治意識というのは遠のくばかりで、徳島県は何と最下位っていうか最低でした。46.67%で阿波市では41%でした。

最も身近な市議会議員選挙はさすがに65%でしたけども、私が初めて市議選に出た平成22年、この投票率は77.4%でしたので、それから12%も下がっております。従来の地縁、血縁に頼った、また連呼型の選挙を反省しなければとも思います。そして、立候補者の政治理念や心情、公約といったものが伝わっていなかったのではないかと、そういうことも言えるのではないかと思います。

このことは議員として重く受けとめ、議員定数のあり方からインターネット社会に向け



システムが悪いのか、18歳以下に政治活動を禁止している日本の政治システムが悪いのか、これ私にはわかりませんが、今迎えている18歳、選挙権社会を切り開いていくためにも、若者の政治参加を推進するための主権者教育、また市民権、公民権意識を育む教育のあり方が問われていると思いますので、教育委員会の方針をあわせてお聞きします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問の1点目、投票率が低い若年層への取り組みについて、まず企画総務部からお答えを申し上げます。

近年、全国的に投票率は低い状況にあります。特に若年層にその傾向があらわれており、本市におきましても同様で、昨年度に執行されました各選挙の投票結果につきまして、全体の投票率と18歳、19歳の投票率を比較申し上げますと、平成29年4月執行の阿波市長選挙では全体33.51%に対し、18歳、19歳の投票率は16.25%でございました。平成29年10月執行の衆議院議員総選挙では、全体41.24%に対し、33.73%、平成30年3月執行の阿波市議会議員一般選挙では全体65.74%に対し、54.12%になっておりまして、各選挙とも18歳、19歳の投票率は全体を下回っているといった結果が出ております。

まず、選挙を執行する際には選挙の5原則がございます。初めに、18歳以上の全ての国民に選挙権があるとする普通選挙の原則。性別や社会的身分に差別されることなく平等に1人1票の選挙権があるとする平等選挙の原則。有権者が直接代表者を選ぶ直接選挙の原則。誰にも干渉されず自分の判断で自由に投票することができる自由選挙の原則。そして、誰がどの候補者、政党に投票したかわからないように投票の秘密が守られている秘密選挙の原則であります。この5原則を遵守しつつ、投票率の改善について考える必要がございます。

議員からは投票率の改善策として4点のご提案をいただいております。

まず、1点目のインターネット投票につきましては、国におきましても議論が続けられておりますが、その検討要因の一つとして見えない場所での投票となるため、誰にも強制されることなく自由な意思で投票できるのかという自由選挙の原則が守られるのかについてや、有権者のデータを一括管理し、安定的にシステムを稼働できるかなどの課題が指摘されておりまして、現在のところ法律で認められておりません。今後におきましては国の議論を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目といたしまして職場や大学、コンビニでの投票ができないかにつきましても、投票所以外の場所では二重投票防止対策としてシステムのオンライン化やそれに係る費用、また立会人及び事務従事者の確保や投票スペースの問題など、現時点では解決すべき課題があると考えております。

次に、3点目といたしまして、期日前投票の時間の延長についてであります。

平成28年6月19日施行の公職選挙法の一部改正によりまして、原則午前8時半から午後8時となっている期日前投票の時間を最長で午前6時半から午後10時まで広げられるようになりました。選挙は投票日に投票所において投票することを原則としておりますが、期日前投票の時間を延長した場合の投票率に対する効果について検証を行い判断する必要があると考えております。

\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_、\_\_\_\_。  
\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_。 (166字取り消し)

議員よりご提案いただきました施策につきましては、投票率向上が見込まれると考えられますが、今後におきましても県選挙管理委員会を初め、各関係機関との連携を図りつつ、他市の状況等についても情報収集や検証を重ね、効果的かつ適正な投票率向上に向けた取り組みについて調査研究を行ってまいりたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員のご質問、主権者教育についてお答えをさせていただきます。

将来の有権者である子どもたちに対して、公共の精神や主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を育成するという主権者教育の理念はとても大切なものであり、学校教育においても重視している項目の一つであります。

その態度を育むために、これまでも学校では特別活動や職場体験学習、ボランティア活動、さらに道徳教育なども踏まえた教育活動の中でその充実を図っているところであります。

具体的なものとして、高等学校では新しい科目、公共が中心になりますが、各小・中学校においては主に社会科の授業の中で日本の民主政治や地方自治の仕組みと意義などを学ぶことにより、将来の有権者として政治参加への意識を身につけさせるようになっております。

中でも、選挙に関しましては選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであることや、選挙は国民や住民の意思を政治に反映させるための重要な方法で、議会制民主主義を支えるものであるという学習を行っております。

あわせて、総合的な学習時間などにおいて地域の生活や産業などの課題について調べたり、発表したりする学習が行われており、地域を知り、地域の将来を担おうとする意識の醸成が図られております。特に、学校生活に関する諸問題を話し合い、一人一人が自主的、実践的に解決しようとする児童会、生徒会活動はよりよい学校生活づくりに参画する主権者教育の一環として取り組まれております。また、生徒会役員選挙の折には立会演説会を行い、その後、市の選挙管理委員会の協力でお借りいたしました実際の記載台や投票箱を利用している学校もあります。

今後とも学校教育においてそれぞれの地域社会をよりよくしていく将来の有権者としての意識を高める主権者教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 部長のほうからは選挙には5つの原則があって、その原則を遵守しつつ投票率の改善を図っていくというような答弁でしたけども、ならば具体的な改善策をお考えなんではいでしょうか。本当聞きたいぐらいです。そのときにインターネット、このインターネットに関してはシステムの不安などの課題を上げられておりましたけども、今ネットバンキングであったり、国民の義務である納税、これも国は電子申告、前はe-Taxと思ってたんですけど、今はeLTAXと呼ぶそうですけども、こういった電子申告を推奨しております。そうしたIT社会にあって、システムの課題っていうのは解消できるものと思っておりますので、この課題もいずれは解消できると思っております。

そして、2番目の投票所をふやす取り組み。答弁では二重投票の防止策に人、またお金がかかると、そういうような答弁でしたけども、今現在規模の基準はありますけども、指定された病院で期日前投票ができます。それは指定の投票所やなくて病院で入院患者さん、不在者投票できますので、課題はあると思っておりますけども、この対象を広げるというよ

うな解釈をしてもらえれば話は進むんじゃないかなと思っております。

それと、3番目の期日前投票の時間延長についてですけども、国が平成28年度から午前6時半から午後10時までの延長を認めております。公益法人の明るい選挙推進協会が棄権理由を調査しておりまして、投票に行かなかった理由として最も多かったのは、適当な候補者、政党がなかった。20歳代の最も多かった棄権理由は何だと思いますか。仕事があったからなんです。この理由が突出して多いわけですから、時間延長はそうした若者にとって有効だと思いますので、今答弁にありましたように、しっかりと前向きに検証を行っていただきたいと思っております。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。（215字取り消し）  
どうも答弁からは従来の選挙投票スタイル、これを余り変える気はないようです。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。（95字取り消し）

国の行く末や地方自治体の行く末を決める選挙、これが半数の人が投票に行かない。若者に至っては3人に1人しか選挙に行かない。このままでは若い人の投票、ゼロになってしまわないか、本当に心配になってきます。

こうした事実を前に、あらゆる手段を講じるべきで、明るく、楽しく、気持ちよい選挙、これを6つ目の原則に加えて、来春には統一地方選挙が控えておりますので、3点目の時間延長からでも実施してくれますようお願いをしておきます。

教育委員会の教育長からは将来の有権者である子どもたちへの教育について、目先の主権者教育だけでなく、より実際的な社会参加や政治参加の学習に力を注いでいるようですのでそうした市民性を育む教育の実践をお願いしておきます。

○議長（森本節弘君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

榎原伸君にはどうぞ登壇願いたいと思います。

それと、その前に午前中の質問の中で榎原伸議員の発言の中で不適當な発言があった場合は会議録を調査し処置したいと思いますのでご了承お願い申し上げます。

それでは、10番榎原伸君の質問を続行いたします。許可いたします。

○10番（榎原 伸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、午前に引き続いて一般質問を行います。

最後の3点目の質問は認知症対策についてであります。

今、長生きする時代になって認知症は誰もがかかりうる病気となりました。かく言う私も人の名前が出てこない、また今、議長言われた携帯電話をどこに置いたか思い出せない、そんなことがしょっちゅうあります。この老化による物忘れと認知症は違うんですけども、心配されてる人たくさんおいでだと思います。

厚労省の調査によりますと、2012年の数字ですけども、462万人、そして予備群と言われる軽度な認知予備者400万人を含めると65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群となる計算です。この今の数字だけでも非常事態ですけども、2025年、この団塊の世代が75歳以上になる年、認知症高齢者の数は700万人を超え、全体で5人に1人が認知症になるだろうと言われております。こうした予測からも、各自治体も認知症を知る必要に迫られております。

認知症というのは病気の名前でなく、正確には症状をあらわす言葉で、認知症を引き起こす主な病気としてアルツハイマー病、脳血管障害、レビー小体病、これ調べましたら非常に生真面目なタイプがかかりやすいそうです。—————、—————、—————。（30字取り消し）

この認知症になると脳の神経細胞が死滅することによって記憶障害や判断力の障害、認知機能の障害など、4つの症状、いわゆる中核症状と、その中核症状に伴い2次的にもたらされる行動障害、精神障害の行動心理症状があるそうです。暗い話になって申しわけないのですが、専門家によりますと、今言いました中核症状が脳の細胞が死んでしまいますので治りにくいと言われておりますけど、行動心理症状、このBPSDと言われるものは要因が性格であったり、環境、心理状態によるところが大きいので治る可能性があると言われております。これで皆さん少し明るさを取り戻せてもらえたかもしれません。

それでは、質問に入らせてもらいます。

今や老後の最大の不安となり、高齢社会、いや超がつく高齢社会を突き進む我が国の最重要課題である認知症ですけれども、阿波市における認知症の現状、また認知症を疑ったらどうしたらよいか、身近にそうした人がいる家族や、そして認知症の人やその家族が利用できる仕組みについてお伺いします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問3問目、認知症対策についての1点目、認知症の現状と介護福祉サービスについて答弁をさせていただきます。

認知症とはいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障がおよそ6カ月以上継続している状態を言います。種類によっては治るものや早期に発見、対処することで症状の進み方をおくらせることができるものもあります。しかし、なかなか気づきにくく、また気づいても相談や受診にためらいがあり早期の治療につながらないことが多く見られます。

阿波市において、介護認定を受けられている65歳以上の高齢者のうち、認知症または認知症の疑いがあると思われる方は平成30年3月末現在で1,812名となっています。

認知症または認知症が疑われる方の介護サービスにつきましては、訪問介護や通所介護、共同で生活するグループホーム等があり、介護支援専門員がその方の症状に合った介護サービス計画を立て、それに沿ったサービスを提供しています。

また、平成29年10月から早期発見、早期対応に向けた認知症初期集中支援推進事業が開始されております。この事業は社会福祉士と保健師でつくられた認知症初期集中支援チームがサポート医のアドバイスを受けながら認知症の方やその家族に対する支援体制を構築し、医療や担当の介護支援専門員につなぐというものです。

今後、認知症の増加や家族形態の変化に伴いさまざまな相談が増加することが考えられるため、認知症オレンジ手帳や認知症ガイドブックの作成も行っており、軽度認知障害や認知症の方、及び家族が活用し、適切な対応や負担の軽減ができるように支援を行っています。

身近に認知症を疑われる方がいらっしゃる場合には、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談いただき、早期の対応による支援を行っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 今ご答弁では、阿波市においては今年度8月末で認知症または疑いのある人、1,812人だそうです。確かに私の周りにも何人かおいでます。介護保険制度が認知症の人や家族を支える制度であって、介護の負担を軽減する仕組みとして活用されているということ。そして、今言われた平成29年10月からですか、認知症初期集中支援推進事業が開始をされて、早期発見、また早期対応に向けた体制が構築されてるということがよくわかりました。

この介護保険制度、これは介護を必要とする人や家族を孤立させずに社会全体で支援することを目的に2000年に創設されたもので、私たちは40歳になると介護保険料を支払ってこの介護保険制度をこれまで支えてきているわけですから、もっとうまく活用すべきだと今感じました。

それで、認知症の疑いのある人、また認知症の人や家族への取り組みはわかりましたけれども、誰もがかかり得る病気ですから、この誰もがかかり得る病気だからこそ予防についてもお聞きしたいと思います。認知症を防ぐための阿波市の取り組みについて再問いたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、檜原伸議員の一般質問の再問、認知症を防ぐ取り組みについて答弁をさせていただきます。

認知症の予防といたしまして大きく2つあります。1つ目は、発症のリスクを減らす。2つ目は、脳の活性化を図るということです。認知症の発症は糖尿病のある人とない人では、糖尿病のある人がない人の2倍高く、また脳梗塞を起こした人は20倍、認知症になりやすいと言われていています。

そのため、1つ目の予防対策として、健康推進課では乳幼児期から生活習慣予防に取り組んでいます。国民健康保険の40歳以上の特定健診の受診者に対し、保健師や管理栄養士が指導を行い、治療の継続や生活習慣病を改善することにより、糖尿病を初めとする生活習慣病の予防や、悪化を防ぎ脳の血管を守ることで認知症の発症リスクの軽減に努めています。しかし、特定健診の受診率もまだまだ低いため、受診の勧奨も行っています。

2つ目の予防対策として、地域包括支援センターでは広報紙に認知症について掲載し、予防や早期発見の大切さを伝えています。介護予防講演会で認知症をテーマに講演会を行

ったり、認知症に関する映画を上映したりしています。

また、平成23年度より小地域交流サロンの開設や運営支援及び認知症カフェの設置の推進を行っています。サロンの効果として、地域の方と出会い、話し合い、相談することにより仲間づくりの場が広がります。定期的に外出する習慣が付き、楽しみや期待感を持つことができます。参加者一人一人が主役となり、役割を持つことで充実した生活を送ることができます。運動や体操を取り入れ、体を動かすことで筋力の低下予防になり、話をしたり聞いたりすることで刺激を受け、認知症予防につながります。

阿波市では現在、このようなサロンが31カ所あります。市全体で40カ所を目標として立ち上げや運営の支援を行っています。高齢者が集うサロンや老人会に保健師が出向き、一人一人の健康相談を行ったり、介護予防や認知症予防について話をする出前講座も行っています。運動やリハビリ等の講師派遣も行っております。

平成30年4月から始まった生活支援体制整備事業でも元気な高齢者をふやすという目的でサロン活動を支援しています。生活支援コーディネーターが各サロンを巡回し相談を受けたり、必要と思われる新しいサービスの創出に向けて活動しています。今後も認知症予防対策として体制を整え事業に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 発症のリスクを減らす、そして脳の活性を図る、これを大きな柱にして健康推進課の実施している食事指導、またそういった成人病の予防の取り組み、これが認知症に関しても非常に予防効果を発揮しているようであります。

そして、さらには一般的な広報紙での予防や早期発見の大切さを発信、また講演会、映画会などでも啓発を行っているとのことですが、今言われた小地域交流サロン、認知症カフェが大いに認知症予防につながるということで、現在31カ所あるサロンを40カ所、この40カ所を目標として立ち上げであったり、運営をサポートしていくという答弁をいただきました。

このサロン活動に関して言いますと、これ我が家のことも含まれるんですけども、うちの親も要支援の2か何かでサービスを受けておりましたけど、介護保険の居宅サービスって要介護度によって支給される額が決まっておるんですけども、その額が決まっているために要介護度が低いと必要なサービスが足りない。ですから、もっとサービスを受けたいというような人や、デイサービスに通えない日におうちに閉じこもりがちになる人、さらに

は訪問介護や他人を受け入れたがらない人たちにとって、今言われた地域サロンというんですか、地域住民が主体となって運営している地域サロン、これは認知症予防につながる心強い活動だと思います。

介護予防の活動支援を目的としたこの地域サロンは地域住民が提供する介護保険外のサービスですので費用が安いのも魅力であります。ぜひ40カ所と言わずに、阿波市には集会所、また公会堂、老人憩いの家、八十何施設あります。できるだけ多くの会場をサロン活動の拠点として、そのサロン活動の高度化、充実を要望しておきます。

それで、もうまとめに入りたかったんですけども、今回私は提案型の質問にこだわっております。そこで、認知症に対する地域の取り組みを質問いたします。

認知症を原因とする行方不明者が急増しております。2016年に届け出があったのは1万5,432人、この数字、統計を取り出して4年連続でふえ、過去最多を更新し続けているとありました。行方不明にさせない、早期に保護することも大切ですが、認知症の人を見守る人をふやして安心して暮らせる社会の仕組みづくりが急務だと思います。

これ皆さん何だと思いますか。(オレンジリングを示す) オレンジリングっていう認知症サポーターに認定されると交付されるものです。認知症を正しく理解して、当事者や家族を支援できる人の養成を目指して厚労省が制度化したものです。私も2年前に研修を受けて登録はしましたけども。認知症の人や家族を支えるこの認知症サポーターこそが先頭に立つべきではないでしょうか。国も認知症対策の国家戦略の中で数値目標を2020年度末までに10人に1人に当たる1,200万人としております。

そこで、最後にお聞きします。認知症の現状、また介護福祉サービス、認知症を防ぐ取り組み、こういったことが全職員が共有すべきだと思いますので、阿波市の職員は全員サポーターに登録されるべきと考えます。

さらに、認知症サポーターには年齢制限がありませんので、小学生、中学生にもサポーターになってもらって、大人から子どもまで認知症の支援者の輪を広げることを提案したいと思います。この提案についての市のお考えをお聞かせください。

○議長(森本節弘君) 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎圭二君) 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問、再々問、認知症の方の見守り体制ということで答弁をさせていただきます。

阿波市では平成26年度から地域や職域、学校などへ出向き、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り支援をする応援者として認知症サポーターの養成

を行っています。

介護予防サポーターを初め、介護施設の職員や阿波西高校生、消防署職員や老人クラブ等、たくさんの方が研修を受けサポーターになられています。阿波市の全職員を対象に平成28年度に2回に分けて研修を行いサポーターとなっています。また、その後も毎年新規採用職員に対し研修を行っています。今年度は一条、柿原、御所小学校に出向き研修を行いました。平成30年11月現在のサポーター数は3,157人となっています。今後も認知症支援のためのサポーターの養成に力を入れてまいります。

また、高齢者見守りについて、徳島新聞阿波市販売店や郵便局、市内4農協等、5つの事業所と協定を結んでおり、何らかの異常を発見したときには連絡を入れてもらうことになっています。認知症サポーター研修を受講された事業所に目印として見守りステッカーを配布しており、認知症の方でも安心して利用いただける場所となっています。

今後できるだけ多くの方に認知症を理解していただき、認知症が疑われる状態になっても地域の誰もがサポーターとして認知症の方を支援、全ての人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、優しい地域づくりの推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 私が要望しました職員についても全職員を対象に研修を実施されて、また小学校にも出向かれて研修を行っているとのことで先月でサポーター数は3,157人も上がっているようです。このように、地域主体の見守りを強化するといった行政の真剣さが伝わってまいりました。

人は誰も尊厳ある暮らし、充実した人生を願っております。予防の取り組みと言いましたが、サロン活動の意義や果たす役割の重要性をしっかりと検証して活動の充実をなお一層図っていただきたいと思います。

そして、見守り体制、阿波市ではこのサポーターの人数をふやすだけでなく、活動する人をふやして、サポーターの牽引力を発揮して、不幸にして認知症になられた人やそのご家族が安心して暮らせるまちづくりを要望して質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで10番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

8番笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、8番笠井一司、一般質問をいたします。

質問に入る前に、昨日、木村議員からもお話がありましたが、去る11月23日に国道318号線、宮川内谷川沿いで不法投棄物の清掃活動が実施され、可燃ごみ、かん、瓶、粗大ごみなど11トンものごみが回収され、まだ全てが取り切れておりませんが、かなりの改善が図られました。この作業には地元のボランティアグループのほか、100名を超える市の職員が休日にもかかわらず参加していただきました。この清掃活動に向けての市当局のご努力と、市長を初めといたしまして参加いただきました市の職員の皆様のご協力に対して、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

第1問目は、阿波市道路網の交通ビジョンについてであります。

阿波市は4町が合併して非常に広い行政区域となりました。市民の交流の範囲も広がったと思いますが、現状では市外への交通となる高速道路を除いては整備された幹線としては、東西には県道鳴門池田線、南北は国道318号線と県道津田川島線があるだけであり、広い阿波市にとって幹線としては余りにも貧弱であり、将来の阿波市の発展にとって市内の道路網としては不十分であると思います。

また、災害が発生したときには複数の路線を持っていないと迅速な対応ができません。特に、市庁舎が現在地に建設された現在、山裾にもう一本の幹線の必要が求められます。阿波市総合計画では道路公共交通の充実の項目で、安全で便利な道路網、道路環境の整備が求められている。本庁舎等への市内外からのアクセスの向上、東西方向の道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路体系の確立が課題となっているとしておりますが、阿波市内の道路網についてどのような考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問1問目、阿波市道路網の交通ビジョンについての1点目、阿波市内の道路網についてどの

ような考えを持っているのかのご質問にお答えいたします。

道路は市民の日常生活や地域の産業、経済活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤であります。本市の道路網は東西方向に走る主要地方道鳴門池田線、また南北方向に走る国道318号、主要地方道津田川島線、志度山川線を中心に国道1路線、県道13路線、市道2, 836路線によって構成されておりますが、全線においてスムーズな通行が確保できている道路は国道318号、主要地方道鳴門池田線、津田川島線と市道中央東西線などの一部市道のみであり、本市の道路網は交通量の増加や車両の大型化、また公共施設、観光施設等へのアクセス向上の面でまだまだ十分とは言えない状況でございます。

このことから、地域間連携強化、利便性の向上に資する道路ネットワークの構築、通学路の交通安全対策の推進を計画目標として、県において市町村の要望を取りまとめて作成しました社会資本総合整備計画に基づき、国からの有利な交付金を活用し事業を進めております。

現在、県においては吉野町の県道宮川内牛島停車場線バイパス整備、土成町、市場町の県道船戸切幡上板線のバイパス整備及び拡幅工事、また阿波町の県道志度山川線のバイパス整備を実施中であります。

市においても土成町の主要県道を南北に結ぶ市道矢松田中線、市場町の本庁舎へのアクセス道路である市道奈良坂古田線などの幹線市道整備を進めております。

現在、事業着手している各路線の整備が完了しますと、市内の道路ネットワークが大幅に改善され、地域間の交流の強化や、交通渋滞の緩和等による道路交通の円滑化が図られます。

さらに、近年の交通量の増加や沿線の商業施設の増加により、朝夕慢性的な交通渋滞が発生している中央部を東西に走ります主要地方道鳴門池田線の渋滞緩和策として、並行して走っております県道香美吉野線の整備も必要であると考えております。

今後においても、国、県に対し道路整備予算の確保と地方道路の整備促進について積極的な要望活動を行い、整備中の県道、市道の早期完成を目指し、より一層安全で便利な道路網の整備に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 全線においてスムーズな通行が確保できている道路は国道318

号、県道鳴門池田線、津田川島線と市道中央東西線で、市内の道路網としてはまだまだ十分とは言えず、社会資本総合整備計画により有利な交付金を活用して事業を進めている。整備中の路線として県道では宮川内牛島停車場線、船戸切幡上板線、志度山川線、市道では矢松田中線、奈良坂古田線で、鳴門池田線の渋滞緩和のため県道香美吉野線の整備も必要というご答弁であります。阿波市総合計画では阿波市の交通、人の流れ、道路網をどのようにしていこうとしているのかが見えてまいりません。阿波市の道路計画を明確にしていくべきではないかと思いたしますがいかがでしょうか。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問、阿波市道路網の交通ビジョンについての再問、阿波市の道路計画を明確にしていくべきではないかとのご質問にお答えをいたします。

本市の幹線道路の整備については第2次阿波市総合計画の取り組み方針に沿って、1点目のご質問でもお答えいたしました。国の定める社会資本総合整備計画に基づき交付金を活用し実施しております。この社会資本総合整備計画の計画期間におきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間で交付金メニューには幹線道路の現道拡幅、バイパス整備等を行う社会資本整備総合交付金、自歩道整備、橋りょう点検等を行う防災・安全交付金があり、それぞれに計画目標を掲げ整備路線ごとの事業内容、実施期間、事業費などを明確にし毎年国に対して申請を行い事業を進めております。

今後の幹線道路網の整備につきましては、第2次阿波市総合計画にある広域物資輸送拠点施設である本庁舎及び交流防災拠点施設アエルワほか、各公共施設へのアクセス向上に資する道路、また現在整備が進められております幹線県道、市道を補完する道路整備を基本に計画してまいります。

なお、これら計画につきまして整備路線を明確にした市の道路計画は策定できておりませんが、今後策定している自治体を参考としながら研究していきたいと考えておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 答弁では現在整備が進められている県道、市道を補完する道路整備を基本に計画していく。市の道路計画は策定できていないが今後研究していきたいとのことあります。

阿波市では県道の整備に向けて県道宮川内牛島停車場線では西条大橋整備期成会、県道志度山川線では四国横断線改良促進期成同盟会も受けて事業促進に取り組んでいます、これまでもいろいろな場で、昨日も中野議員が船戸切幡上板線の整備についてのご質問があったなど、宮川内牛島停車場線では三浦議員や森本議員、香美吉野線では三浦議員、檜原賢二議員が、志度山川線では檜原賢二議員が自衛隊道路の提案をされていろいろな場所でそれぞれ促進を要望する発言をされておりますが、整備は遅々として進んでおりません。このままでは何十年かかることやらと思います。

船戸切幡上板線は市庁舎の前を通り整備が急がれる路線ですが、いつできるのでしょうか。

宮川内牛島停車場線は土成インターにつなげるという考えがありますが、どのようにつなげるのでしょうか。このことについて市としてお考えをお持ちなののでしょうか。

香美吉野線は平成7年に認定された路線ですが、全線6.4キロメートルのうち他の路線との重複区間を含めて900メートルほど整備されただけで整備の計画はありません。これでは何のための県道路線の認定であったのかと思います。

スマートインターについては先ほど武澤議員の質問がございましたが、市としてその目的、そしてどこに設置したいお考えなのか不明であります。

また、阿波市内ではどういう人の流れを考えているのか。それぞれの施設や観光地、商業施設、病院などへのアクセスをどのように考えているのか。阿波市においては人の流れについてのビジョンがなく、道路整備の計画を持っていないことを初めとして、道路整備への取り組みが弱いと感じられます。市内の道路整備を強力に進めるためには市内の人の流れに明確なビジョンを持ち、道路計画をつくった上で国、県に強力にアピールし、国道、県道、幹線市道などの道路網の整備の促進に真剣に取り組むべきと思います。ご検討を要望いたします。

第2問目は、市道の維持管理についてであります。

昨年の12月にも質問をいたしました。また、さきの9月議会でも吉田議員からの質問がございました。市道の維持管理について、主に道路舗装についてであります。道路舗装が老朽化しており、またあわせて道路排水もですが市道の維持管理について地元からいろいろな箇所で要望が寄せられておりますが、余り目に見えては進んでおりません。道路の改修が急がれますので、改めて新年度予算での積極的な対応を求めます。

また、見るところ、担当者が非常に忙しくてマンパワーが不足しているのではないかと

思われますので、新年度での担当組織の強化もお願いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問の2問目、市道の維持管理について、道路舗装の老朽化などで道路の改修が急がれる、また新年度での予算での積極的な対応、担当組織強化もお願いしたいとのご質問にお答えいたします。

市が管理する市道の総延長は約1,074キロメートルであり、そのうち約9割が舗装された道路となっております。近年、地域に密着した多くの市道で経年劣化等により路面にひび割れやわだち堀れが発生し、毎年市民の皆様から数多くの舗装改修についてのご要望が寄せられております。ご要望いただいた舗装改修につきましては職員による現地調査を実施し、老朽度及び利用頻度等の評価を行い、道路新設改良予算の範囲内で改良工事との配分も考慮しまして、要望年度を踏まえながら優先順位を決め進めております。

道路新設改良予算における舗装改修関係の年度ごとの工事予算は、平成28年度が約7,300万円、平成29年度が約8,500万円、平成30年度は約8,900万円の工事予算を計上しており、年々増加する舗装改修要望に対応しております。

現在、平成31年度予算を編成中ではありますが、限られた予算の範囲内で多くの舗装改修のご要望にお応えすべく、現地の状況等を精査しながら舗装改修路線を確定し予算要求を行っております。

また、本年度から平成29年度に策定しました阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき、合併特例債を活用し、阿波町の市道阿讃山麓線の舗装改修工事を実施しており、平成31年度においても引き続き合併特例債を活用した幹線市道の舗装改修を進めてまいります。

今後も本市では舗装の老朽化がますます加速し、舗装改修を必要とする路線が増大し、市民の皆様から多くのご要望が寄せられると思われまます。このことから、限られた予算を有効に利用する観点から、現状の舗装劣化の状況も十分調査し、部分的な舗装改修、また要望路線が長い場合には舗装改修区間を2カ年に分割した発注も考え、ご要望いただいた方に十分説明を行いながら工事を実施してまいります。

議員よりご提言いただいております組織強化につきましては、まずは職員一人一人の能力を十分に生かし、効率的な事務執行に取り組むとともに、必要に応じて担当課との協議をさせていただきたいと考えております。

今後におきましても、生活道路の舗装改修についてできる限り予算確保を行いまして、計画的な工事発注に努め、市民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 要望のあった生活道路の舗装改修についてはできる限りの予算確保を行い、計画的な工事発注に取り組むこと。組織の強化についても効率的な事務執行に努めることと、必要に応じて担当課と協議したいとのことであります。新年度の予算編成と組織改正にこれから取り組んでいくと思いますので、新年度に向けて予算投資と組織の強化をお願いいたしたいと思います。

第3問目は、入札制度の改善についてであります。

公共工事をめぐる環境は公共工事を担う業者数が減ってきているなど大きく変わってきております。阿波市では最近、低入札が続くなどの課題も発生してきております。また、最低制限価格の算出についても、県や市町村などで異なっております。そういった点も踏まえて、新年度に向けて入札制度の改善を検討してはどうかと思います。

そこで、阿波市において公共工事の発注に当たり、国等から要請されている入札の公平性、公正性、競争性の確保とともに、工事の品質確保を図る入札制度の改正にどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問の3問目、入札制度の改善についての阿波市において公共工事の発注に当たり、国などから要請されている入札の公平性、公正性、競争性の確保とともに、工事の品質確保を図る制度の改正にどのように取り組んでいるのかについて答弁させていただきます。

地方公共団体の入札制度は公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、地方自治法などにより定められており、これら法令をもとに国からはさまざまな要請があります。

特に近年、ダンピング受注は手抜き工事、下請業者へのしわ寄せ、賃金、その他労働条件の悪化、安全対策の不徹底などが懸念されることから、担い手の育成及び建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。本年11月にも総務省や国土交通省からダンピング対策として最低制限価格制度の適切な活用について要請があり、その中で最低制限価格の

算定方法の適切な見直しも求められております。

次に、本市においては最低制限価格制度を合併当初から導入しておりますが、何度か制度の見直しを経て平成23年度からは予定価格とランダム係数の積により算出する固定型最低制限価格制度を設け、本市独特の方法としてこれまで運用してまいりました。

一方、徳島県の最低制限価格は国が示した算定方法に、さらにランダム係数を組み合わせて算定しております。この算定方法は県外でも多数の自治体で採用されており、現在本市の入札制度改善検討委員会において、徳島県とほぼ同様の算定方法への移行について見直しを検討しているところであります。引き続き見直しを検討するとともに、今後も公平性、透明性のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、総合評価落札方式においては最低制限価格制度の適用ができないことから、総務省や国土交通省の要請を受け、本市では本年度から総合評価落札方式に低入札価格調査制度を導入しております。この制度はあらかじめ調査基準価格を設定し、これに満たない入札を行った者について調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合には当該入札者を落札者とししない制度となっております。

また、調査基準価格の下に失格基準価格を設定し、入札金額が失格基準価格に満たないときは契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としてはしないということにしております。

このように、総合評価落札方式では低入札価格調査制度と同様に、県の方式を限りなく、県と同様の方式に制度を見直し、ここで用いる調査基準価格や失格基準価格についても最低制限価格と同様に扱う予定としております。

これらの制度改正は来年度6月からの施行を目途として調整しておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 国からは公共工事の品質確保のため、ダンピング受注による手抜き工事の防止や、下請業者へのしわ寄せ、労働条件悪化の防止、安全対策の徹底などの要請があることから、市の入札制度改善検討委員会において最低制限価格の算定方法について検討しており、国や県の方針、低入札の防止、公正性、透明性を図るという観点から、来年度6月からの施行をめどに改正を考えているとのこととあります。

公共工事の品質の確保と建設業の健全な発達、労働者の安全性の確保が図られ、公平

性、公正性、適正な競争が図れる入札制度になるようご検討をお願いいたします。

次に、第4問目、阿波市公共交通についてであります。

公共交通については少子・高齢化に伴う家族形態の変化により、公共交通を必要としている人の増加や、バス路線の3月末での廃止と、これにかわって4月からデマンド型乗り合いタクシーの試験運行を行うということで関心も高く、今定例会でも松村議員、後藤議員が質問されておりますが、私は少し視点を変えて公共交通に対して阿波市として取り組む姿勢をお伺いしようと思っております。

そこで、4月から運行を開始する阿波市デマンド型乗り合いタクシーはこれまでのバス路線の延長線上にある交通政策として考えているのか、あるいは新たな福祉政策として考えているのかお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問、地域公共交通についてお答えをいたします。

本市の公共交通機関の現状といたしましては、鉄道がなく、広大な市域にバスが運行する路線は限られており、市内の一部にしか公共交通網が形成できていない状態と思っております。そのため、通勤、通学、医療、買い物等の移動について、特に高齢者を含む交通弱者と言われる方々にとりましては日常生活を送るのに大変不便な状況となっております。

このような背景により、昨年度阿波市地域公共交通網形成計画を策定し、限られた財源の中で本市の実情に合った地域公共交通体系の構築を目指すことといたしました。本計画では、交通弱者を初め、市民誰もが安心して利用できる日常生活を支援する公共交通、市民ニーズへの対応や公共交通空白地域の改善に資する新たな交通モードの導入による効率的な公共交通、地域住民や関係者との協働により維持、存続し続ける公共交通の3つの基本方針を掲げております。

議員ご質問の来年4月から運行開始の阿波市デマンド型乗り合い交通につきましては、この基本方針に基づき2年間の実証実験運行を行う中で、運行上のルールを遵守し、決められた場所での降車、時刻表で定められた運行、1時間前までの予約の厳守などを徹底することによりまして、本市に適した持続可能な地域公共交通体系の確立を図ってまいりたいと考えております。

また、公共交通を地域で支えていくという意識の醸成を図りながら、市民や関係団体、

交通事業者、行政が一体となった交通網の形成に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） これまでモータリゼーションの進展により利用者が少なくなり、多くのバス路線が廃止されてまいりました。一方で、近年特に少子・高齢化に伴う家族形態の変化により、公共交通を必要としている人が増加してきており、今回の公共交通の整備は必要であろうと思います。そして、サービスはこれまでと違って公共交通を必要としている人のために市全域が対象になります。

一方で、これまで市町村で運営されてきたバス路線の多くは市町村財政に大きな負担を強いてきております。しかも、今回阿波市の行う公共交通の財源は全て一般財源で行う事業であります。将来の阿波市に大きな負担とならない仕組みを考えていかなければなりません。

ご答弁では、交通政策か、福祉政策かという点については明快なご答弁はございませんでしたが、自助生活を支援する公共交通、市民ニーズに対応する公共交通、維持存続し続ける公共交通の3つの基本方針のもと、市民、関係団体、交通事業者、行政が一体となった持続可能な地域公共交通体系の確立に努め取り組みたいということでございました。

阿波市の公共交通が市民の要望の全てに対応できるものではないと思いますが、交通弱者にとって利用しやすい効果のある仕組みづくりを行い、サービスと財政負担のバランスをとって、将来とも持続可能な運営ができるようお願いしたいと思います。

第5問目は、放課後児童クラブの指定管理についてであります。

放課後児童クラブは阿波市合併以前の4町時代に各小学校ごとに平成10年ころから順次設立され、運営に参加された各支援員さんの努力によってそれぞれ特徴を生かしたクラブ運営でありましたが、3年前に1クラブは委託となっておりますが、市内一括で指定管理となっております。

今回、次期の指定管理者の提案がございましたので、改めて放課後児童クラブの指定管理についてお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、放課後児童クラブを指定管理とするということの目的は何か。

第2点目は、指定管理者と実際に児童の指導に当たる支援員との連携はどのように図るのか。

第3点目は、これまでの3年間の指定管理の間に幾つかの問題点が見えてきたと思うが、その反省に立って今後どのような改正を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問5問目、放課後児童クラブの指定管理についての1点目、放課後児童クラブを指定管理することの目的は何かと、2点目の実際に児童の指導に当たる支援員との連携はどのように図るのか、3点目、これまで3年間の指定管理の間、幾つかの問題点が見えてきたと思うが、その反省に立って今後どのように改善していくのかについて答弁させていただきます。

まず1点目、放課後児童クラブを指定管理すること、目的は何かについてですが、放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした事業であります。

この事業を指定管理することで、市内どの放課後児童クラブを利用しても同一料金で同一の質を保ったサービスを受けることができるとともに、民間の能力を活用しつつ、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応することができ、住民サービスの向上を図ることを目的としています。

次に、2点目の実際に児童の指導に当たる支援員との連携はどのように図るかについて、指定管理者が変わり、なれ親しんだ支援員が変わることにより、子どもたちや保護者に不安を与えることがないように、支援員本人の意思を確認した上で、原則継続雇用していただくこととしております。

また、指定管理者となるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社には阿波市内に営業所を設置していただき、各クラブを管理するため運営支援担当者を配置し、各クラブの運営サポートや阿波市との窓口業務を担っていただきます。

また、定期的に各クラブを巡回し、実施指導を行うとともに、業務をサポートしていただくことになっています。

次に、これまでの3年間の指定管理の間に幾つかの問題点が見えてきたと思うが、その反省に立って今後どのような改善をしていくかについて答弁いたします。

指定管理者制度により3年間運営を委託した中で、課題としては共働き世帯がふえ、放課後児童クラブに預ける児童数がふえ、待機児童が発生したほか、それに伴う支援員の確

保が困難となっていること。また、各クラブのサービスの統一化が不十分な点などが上げられます。

改善点としては、待機児童の解消のため緊急的に公民館など公共施設の一部を借り運営を行いつつ、市が施設の増築等を行い解消に努めているところです。

支援員の確保については、児童の安全を守るためにも重要であるため、指定管理者には就職情報サービスとの提携や新聞折り込み、告知など、あらゆる手段を用いて適正な人員確保をし、新規採用についても積極的に行っていただくこととしています。

また、支援員の質の向上として単なる見守りをするのではなく、子どもの健全育成をサポートするための研修体制の充実を図るとともに、支援員の処遇改善として適正な賃金や評価設定、福利厚生の実施を図り、やめない仕組みづくり、事業の安定化を図ることとしています。

サービスの統一化については、統一したマニュアルの作成と研修を行い、どのクラブにおいても決められた事業を行うこととしており、指定事業についても現在好評な指定事業と指定管理者オリジナルの指定事業を組み合わせることにより更なる充実を図ることとしています。次期指定管理者は事業者の考えを押しつけるのではなく、各クラブの自主性を尊重しつつ、各放課後児童クラブに応じた運営をベースに、事業者が培ってきたエッセンスを加えてよりよい運営を行うことにより、児童が放課後児童クラブに行きたい、保護者が放課後児童クラブに行かせたいと感じていただけるような運営をしたいということになります。

市といたしましても、今後指定管理者と協議しながらスムーズな移行を行うとともに、来年度からの運営については事業計画や月次報告書の提出により事業の運営管理を行い、授業を終えた子どもたちが帰ってくる第2の我が家として、子どもたちが元気いっぱい笑顔で育つ環境を整えてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） ご答弁では、第1点目の放課後児童クラブ指定管理の目的は各クラブで同一の思想を保ったサービスと、民間能力の活用と、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応すること。第2点目の支援員との連携については原則継続雇用とし、指定管理者には各クラブの運営サポートと定期的な巡回による業務サポートをすること。第3点目の今後の改善点は、待機児童の解消と支援員の確保で、そのほか支援員の質の向上

として研修体制の充実と処遇改善を行う予定であり、次期管理者は事業の考え方を押しつけるのではなく、各クラブの自主性を尊重しつつ、事業者の培ってきたノウハウを加えてよりよい運営を行いたいということでございます。

指定管理以前は各クラブの支援員の工夫により成果を上げてきておりましたが、指定管理者として10のクラブを統括する組織ができることによってその利点が失われることがないように、何よりも児童の健全な育成が大切ですので、指定管理者と現場の各クラブや支援員のご協力により運営業務のサポート、サービスの質の向上を図り、指定管理がよりよい仕組みとなり、その目的である児童の健全な育成が達成できるようお願いしたいと思います。

最後に、第6問目、学校業務支援システムの共同化についてであります。

教育現場において先生の業務がふえ、教職員の長時間労働が常態化しております。今定例会に阿波市と徳島県との間における学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約が提案されております。

学校業務支援システムの共同化により教育現場での教職員の負担軽減が図られるとのことですが、第1点目、学校業務支援システムの共同化によりどのような点が改善されるのか。

第2点目、共同化によって経費の節減と人的な負担の軽減はどのようにになっているのか。

第3点目、共同化へのスケジュールはどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、笠井一司議員の一般質問6問目、学校業務支援システムの共同化について3点のご質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。

最初に1点目、学校業務支援システムの共同化によりどのような点が改善されるのかについて答弁させていただきます。

学校業務支援システムは統合型校務支援システム、成績処理系とグループウェア、学校情報系で構成され、各学校で使用されるシステムでございます。統合型校務支援システムでは、学籍管理、成績処理、保健管理などを行い、グループウェアでは電子メール、スケジュール管理などを行います。

また、どのような点が改善されるかにつきましては、学校業務支援システムを導入する

ことで学習評価を初めとした業務の電子化による業務負担軽減に加え、メールなどの情報共有も容易となります。

また、学校ごとに異なる業務処理を県下で統一することで、異動しても同じシステムを使用できることから、教職員の業務処理の効率化につながり、教職員が児童・生徒と向き合う時間が確保されます。県立高校では平成26年度から県下統一の業務支援システムを導入しており、教職員の業務負担軽減や情報セキュリティの向上に大きな効果を上げております。

今回導入するシステムは既に県立高校で使用しているシステムをベースに、小・中学校用にカスタマイズを行うものでございます。このシステム導入は教職員の勤務環境整備のための支援であり、教職員の働き方改革の一つとなります。

次に2点目、経費の節減と人的な負担の軽減はどのようになるのかについて答弁させていただきます。

このシステムの導入経費は全体で構築費約1億円、運用保守経費は毎年約2,000万円の予定で、各市町村の委託費割合は学校数、教員数で按分いたしまして、阿波市の構築費委託金は平成31年度約478万円、平成32年度約80万円の2年間で約558万円、運用経費は毎年約110万円となる予定となっております。

徳島県が学校業務支援システムの共同化に関する事務を受託し、一括して共同調達、運用を行うことで調達コスト及び運用コストが抑制できます。阿波市では現在校務支援システムの運用経費が年間約240万円となっておりますので、運用を開始いたしますと年間約130万円の削減となります。

人的な負担の軽減につきましては徳島県へ事務委託することから、阿波市にとりましては導入までの検討やシステムの構築、運用の事務負担が軽減できます。

次に、3点目、共同化へのスケジュールはどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、平成31年4月から県において構築が開始され、平成33年2月から運用試験が開始、平成33年4月から運用が開始されるとなっております。なお、阿波市の導入時期につきましては現在使用している校務支援システムが平成33年度末までとなっていることから、平成34年4月から運用を開始する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 学校業務支援システムは校務支援システムとグループウェア、これは情報処理ということです。その2つから成り、各学校において公務支援では学籍管理、成績処理、保健管理など、児童・生徒の情報処理を行い、グループウェアでは電子メール、スケジュール管理など先生の校務処理を行うことで業務の負担軽減と情報共有を行い、これは既に県立高校で導入されているシステムで、教職員の負担軽減や情報セキュリティに大きな効果を上げているということでございます。

運用経費もこれまでのシステムに比べ、既存のシステムを改良することと共同化することで平均年間約130万円の削減となり、県への事務委託により人的な負担も削減が図られ、阿波市での導入は現在使用している校務支援システムの運用終了後の平成34年4月からの運用予定ということであります。

今後、学校業務のシステム化と共同化により教職員の業務処理の効率化と負担軽減で教職員が児童・生徒と向き合える時間が確保され、各学校の教育環境の改善につながることを期待いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで8番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第53号 平成30年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第54号 平成30年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第55号 平成30年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第56号 平成30年度阿波市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第57号 阿波市公共施設等総合管理基金条例の制定について

日程第 7 議案第58号 阿波市中山間ふるさと・水と土の保全基金条例の廃止について

日程第 8 議案第59号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 9 議案第 60号 阿波市中小企業振興基金条例の制定について
- 日程第 10 議案第 61号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 62号 阿波市教育集会所条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 63号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 64号 阿波市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 65号 阿波市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 66号 阿波市八幡簡易水道給水条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 67号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 68号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 71号 土地の取得について（庁舎北側公園整備用地の取得）
- 日程第 19 議案第 72号 学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約の制定について

○議長（森本節弘君） 次に、日程第 2、議案第 53号平成 30年度阿波市一般会計補正予算（第 4号）についてから日程第 19、議案第 72号学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約の制定についての計 18件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 53号から議案第 72号までについては、会議規則第 37条第 1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 4回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日 7日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、7日は休会とすることに決定い

たしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

11日午前10時から総務常任委員会、12日午前10時から文教厚生常任委員会、13日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は12月18日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時26分 散会